			委 託 期 間					
			平成27年6月4日～平成28年3月25日					
		室長		課長		主幹		担当
施行年度	平成 27 年度	科 目	款	第 項	項・目	第 目	節	委託料
委託名	非常用飲料水供給装置保守点検委託							
委託場所	市川市八幡1丁目1番1号（市役所敷地内） 外4箇所							
委託金額	委託費総額	円						
	内訳	委託価格	円					
		消費税額	円					
備考								

市　　川　　市

委託概要	本委託は、災害時における非常用飲料水として設置されている耐震性貯水槽付井戸（市役所敷地内、行徳支所敷地内及び須和田公園内）耐震性飲料用貯水槽（大洲防災公園・広尾防災公園）が常時良質の飲料水を供給するために、貯水槽の清掃及び設備の点検等による装置の維持管理を行うものです。 （1）市役所敷地内 （2）行徳支所敷地内 （3）須和田公園内 （4）大洲防災公園 （5）広尾防災公園

（別　紙）
非常用飲料水供給装置保守点検委託

	名　　称	摘　要	数　量	単　位	単価	金　額	備　　考
1	通常保守点検（年3回作業）						
	①本庁舎						
	ろ過器・発電機・滅菌機・配電盤等点検						
	点検作業			人工			
	小計					0	
	②行徳支所						
	ろ過器・発電機・滅菌機・配電盤等点検						
	点検作業			人工			
	小計					0	
	③須和田公園						
	ろ過器・発電機・滅菌機・配電盤等点検						
	点検作業			人工			
	小計					0	

2	通常保守点検（年2回作業）						
	①大洲防災公園						
	発電機・ポンプ・配電盤等点検						
	点検作業			人工			
	小計					0	
	②広尾防災公園						
	発電機・ポンプ・配電盤等点検						
	点検作業			人工			
	小計					0	

3	総合点検清掃整備（年1回）						
	①本庁舎						
	ろ過器・発電機・滅菌機・配電盤等点検			人工			
	貯水槽清掃・点検			㎥			
	滅菌剤取替			箱			
	水質分析（原水・処理水）	15項目		検体			
	小計					0	
	②行徳支所						
	ろ過器・発電機・滅菌機・配電盤等点検			人工			
	貯水槽清掃・点検			㎥			
	滅菌剤取替			箱			
	水質分析（原水・処理水）	15項目		検体			
	小計					0	
	③須和田公園						
	ろ過器・発電機・滅菌機・配電盤等点検			人工			
	貯水槽清掃・点検			㎥			
	滅菌剤取替			箱			
	水質分析（原水・処理水）	15項目		検体			
	小計					0	

	整備作業費						
4	行徳支所　総合点検時整備作業						
	①逆洗用水運搬費						
	給水車			台			
	普通作業員			人工			
	小計					0	
	②貯水槽砂上げ作業						
	トラッククレーン			台			
	特殊作業員			人工			
	普通作業員			人工			
	小計					0	
	直接作業費合計					0	

5	直接物品費		1	式		0	
						0	
6	現場管理費		1	式		0	
						0	
7	一般管理費		1	式		0	
	計					0	入札金額

【100】市川市建築保全業務委託共通仕様書

（平成25年版）

本共通仕様書は 市川市の建築保全の各業務に共通する総括事項であり、各業務遂行上必要な事項は下記の各業務別標準仕様書に定めるものとする。
特に指定のない場合は、国土交通省監修「建築保全業務共通仕様書<平成20年版>」によるものとする。

■【100】 市川市建築保全業務委託共通仕様書

- 【101】 一般事項
- 【102】 業務関係図書
- 【103】 業務現場管理
- 【104】 業務の実施
- 【105】 業務に伴う廃棄物の処理等
- 【106】 業務の検査
- 【107】 施設等の利用・作業用仮設物等
- 【108】 資料
  ・法令による保全に関連する資格等一覧

業務別標準仕様書

- □【110】 市川市 総合管理業務委託標準仕様書
- □【120】 市川市 定期点検等及び保守業務委託標準仕様書
- □【130】 市川市 運転・監視及び日常点検・保守業務委託標準仕様書
- □【140】 市川市 清掃業務委託標準仕様書
- □【150】 市川市 執務環境測定業務委託標準仕様書
- □【160】 市川市 施設警備業務委託標準仕様書

【101】 一般事項

1） 適用

（1）本共通仕様書 （以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその付帯施設 （以下「建築物等」という。） の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、環境測定及び警備に関する業務に適用する。

（2）共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。

（3）建築保全業務に係る契約書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違のある場合の優先順位は、次の①から⑥の順番とし、これにより難い場合は、4)「疑義に対する協議等」による。

①契約書
②質問回答書（(3)から(6)までに対するもの）
③現場説明書
④個別仕様書 （図面、機器リストを含む）
⑤標準仕様書
⑥共通仕様書

（4）契約図書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議して決定するものとする。

2） 用語の定義

共通仕様書及び各仕様書に用いる用語の定義は次による。

（1）「施設管理担当者」とは、建築物の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを委託者が指定した者をいう。

（2）「受託者等」とは、当該業務契約の受託者及び定めた受託者側の業務責任者をいう。

（3）「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受託者側の責任者をいう。

（4）「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受託者側の担当者をいう。

（5）「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。

（6）「施設管理担当者の承諾」とは、受託者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。

（7）「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受託者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。

（8）「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受託者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

（9）「施設管理担当者の監督」とは、業務の各段階で、受託者が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が業務仕様書との適否を確認することをいう。

（10）「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。

（11）「個別」とは、1)「適用」の（3）. ②に指定された事項をいう。

（12）「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了又は毎月の支払の請求に関わる業務の完了を確認するために、委託者が行う検査をいう。

（13）「作業」とは、本仕様書で定める　建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、環境測定及び警備に当たることをいう。

（14）「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受託者等が作業の実施を判断すべき場合においては、予め施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。

（15）「原則として」とは、これに続く事項について、受託者等が遵守すべきことをいう。ただし、予め施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。

（16）「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、同時に、保守その他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

（17）「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的な知識を有する者が定期的に行う点検をいい、①『性能点検』、②『月例点検』、③『シーズンイン点検』、④『シーズンオン点検』及び⑤『シーズンオフ点検』を含めていう。

①『性能点検』とは、労働安全衛生法第41条第2項に定める性能検査に該当するものをいう。（機械設備関連）
②『月例点検』とは、労働安全衛生法第45条第1項に定める定期自主検査に該当するものをいう。（機械設備関連）
③『シーズンイン点検』とは、冷房又は暖房期間開始直前に行う点検をいう。（機械設備関連）
④『シーズンオン点検』とは、冷房又は暖房期間中に行う点検をいう。（機械設備関連）
⑤『シーズンオフ点検』とは、冷房又は暖房期間終了直後に行う点検をいう。（機械設備関連）

（18）「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的な知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

（19）「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

（20）「法定点検とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

（21）「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

（22）「精密調査」とは、ある部位の一部又は全部に劣化現象がある場合に、当該部位について行うべき修理若しくは部品交換又は更新の判断が、通常の点検によっては困難であるため、さらに詳細に行う必要のある調査又は診断をいう。（機械設備関連）

（23）「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼動させ、その状況を監視し、制御することをいう。

（24）「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

（25）「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

3） 受託者負担の範囲

（1）業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り、受託者の負担とする。

（2）点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。

（3）保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受託者の負担とする。ただし、各標準仕様書に定める支給材料は除く。

（4）清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。ただし、清掃標準仕様書に定める衛生消耗品を除く。

4） 疑義に対する協議等

（1）契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。

（2）（1）の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受託者及び委託者の協議による。

（3）（1）の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、【102】4)「業務の記録」(1)の規定による。

5） 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示によるものとする。

6） 関係法令等の遵守

（1）受託者は、業務の実施に当り、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

（2）受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。

【102】 業務関係図書

提出図書：提出時期等は下記とする。

種類			提出時期			提出先
			業務実施前	業務実施後		
			標準	標準	常駐の場合のみ	
業務計画書			●			担当課
	実施体制		●			同上
	全体工程		●			同上
	資格者名簿	技術者名簿	●			同上
作業計画書			●			同上
業務報告書	（業務の記録）			●		同上
	打合せ議事録	指示＆協議事項の記録		●		同上
	業務日報			●		同上
	出勤・退勤確認簿				●	同上
	業務状況報告書	経過報告		●		同上
	業務記録写真			●		同上
	各種試験・検査報告書			●		同上
	その他/指示による			●		同上

1）　業務計画書

（1）業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格その他必要な事項をまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受けるものとする。ただし、軽微な業務において施設管理担当者の承諾を得た場合は業務計画書の作成を省略することができる。

（2）業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受託者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画するものとする。

2）　作業計画書

業務責任者は、作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理その他作業に必要な事項等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受けるものとする。

3）　貸与資料

貸与資料は個別によるものとする。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面及び取扱い説明書は使用することができる。ただし、作業終了後は原状に復するものとする。

4）　業務の記録

（1）施設管理担当者と協議した結果について記録を整備するものとする。

（2）業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合には、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。

（3）一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。

（4）（1）から（3）の記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

【103】 業務現場管理

1）　業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全その他の業務管理を行うものとする。

2）　業務責任者

（1）受託者は、業務責任者を定め施設管理責任者に業務実施前に予め届け出るものとする。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

（2）業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理責任者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図るものとする。

（3）業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有するものとする。なお、業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

3）　業務条件

（1）業務を行う日及び時間は個別によるものとする。

（2）契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、予め施設管理担当者の承諾を受けるものとする。

4）　電気工作物の保安業務

（1）「電気事業法」による自家用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、個別によるものとする。

（2）（1）の実施に当り、受託者等は、同法に従い、電気工作物の保安体制を'確立するものとする。

（3）（1）に係る業務を実施する場合には、委託者が定める自家用電気工作物保安規程 （以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努めなければならない。

5）　環境衛生管理体制

（1）「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者の適用は、個別によるものとする。

（2）建築物環境衛生管理技術者は、同法に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努めなければならない。

（3）別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努めなければならない。

6）　業務の安全衛生管理

（1）業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令に従って行うものとする。

（2）業務の実施に際し、アスベスト又はPCBを確認した場合は、施設管理担当者に報告を行わなければならない。

7）　火気の取扱い

業務関係者は作業等に際し、原則として火気を使用してはならない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意しなければならない。

8）　喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認するものとする。

9）　出入り禁止箇所

業務関係者は業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止するものとする。

【104】 業務の実施

1） 業務担当者

（1）業務担当者は、その作業の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

（2）法令による作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行うものとする。

2） 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、予め施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

3） 服装等

（1）業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施するものとする。
ただし、警備に関しては、当該標準仕様書によるものとする。

（2）業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行うものとする。

4） 別契約の業務等

（1）業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、個別に記載するものとする。

（2）常駐して行う業務においては、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施するものとする。

5） 施設管理担当者の立会い

受託者は、作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、予め申し出るものとする。

6） 業務の報告

業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、施設管理担当者へ予め定められた日までに報告するものとする。

（1）点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理責任者と打合せの上、定められた様式により報告する。

7） 機密保持

業務の履行上知り得た機密を他に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。

8） 個人情報の取扱い

業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

【105】 業務に伴う廃棄物の処理等

（1）業務の実施に伴い発生した廃棄物は、原則として受託者の負担で処理するものとする。ただし、清掃業務委託標準仕様書により収集した一般廃棄物の処理については、この限りでない。

（2）廃棄物の保管場所及び集積場所は、個別によるものとする。

（3）業務の実施に伴い発生した産業廃棄物の処理は、積み込みから最終処分までを許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受託者が交付し、適正に処理する。

（4）特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を尊守して、適切に処理するものとする。

【106】 業務の検査

1）　業務の検査

受託者は、委託者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

【107】 施設等の利用・作業用仮設物等

1）　建物内施設等の利用

（1）居室等の利用

①常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、個別によるものとする。

②供用室及び供用物は、業務責任者のもと、これらを使用するものとする。

（2）共用施設の利用

①建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は利用することができる。

②建物内の休憩室等は、予め施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

（3）駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、個別によるものとする。

2）　作業用仮設物及び持ち込み資機材等

（1）作業用足場等

①点検に使用する脚立等は受託者の負担とする。ただし、高所作業用に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2m以上）は、個別に定めるものとする。

②足場、仮囲い等は、労働安全法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成5年1月12日建設省営監発第1号）その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとする。

（2）持ち込み資機材の残置

非常駐の業務にあっては、受託者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。

ただし、業務日が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は受託者等の責任において行うものとする。

（3）危険物等の取扱い

業務で使用するｶﾞｿﾘﾝ、薬品その他の危険物は、関係法令に従って取扱わなければならない。

【121】一般事項

1）適用

本定期点検等及び保守　業務委託標準仕様書　（以下「標準仕様書」という。）は、建築物及びその付帯施設　（以下「建築物等」という。）　並びに建築物等の機械・電気設備に関する定期点検、臨時点検及び保守等に関する業務に適用する。

2）業務の目的

本業務は、各設備について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

3）点検時の電源状況（電気設備関連）

高圧（特別高圧を含む）及び低圧電源に係る点検は、原則として停電状態で行うこと。

4）保安規定の遵守（電気設備関連）

保安規定により定められている点検項目、点検内容及び周期は、各仕様書に優先する。なお、保安規定により定められていない事項は、各仕様書による。

5）点検の範囲

（1）点検の対象部分、数量等は個別による（個別：メーカー名/装置型式/設置年月等）

（2）特記した対象部分について、仕様書・個別に示す点検を実施し、その結果について点検後速やかに報告するものとする。
なお、個別した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者に報告しなければならない。

（3）点検周期が二種類ある場合の適用は、個別による。適用は点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。なお、個別にない場合は「周期Ⅰ」による。点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行うものとする。
① 周期Ⅰ：標準的な点検周期
② 周期Ⅱ：対象部分ごと重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合の頻度を軽減した点検周期

（4）点検周期が1年を超える点検内容の実施は、個別による。

6）保守の範囲

定期点検及び臨時点検並びに官公庁施設の建設等に関する法律第12条又は建築基準法第12条による点検（以下「12条点検」という）の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次に掲げる表の通りとする。

	項目	保守材料、消耗部品の受託者手配の範囲
（1）	汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃	○
（2）	取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整	○
（3）	ボルト、ねじ等で緩みのある場合の増し締め	○
（4）	次に示す消耗部品の交換又は補充	
	①潤滑油、グリス、充填油等	○
	②ランプ類、ヒューズ類	○
	③パッキン、ガスケット、Oリング類	○
	④精製水	○
（5）	接触部分、回転部分等への注油	○
（6）	軽微な損傷がある部分の補修	○
（7）	塗装（タッチペイント）	○
（8）	防熱（外装を含む断熱材等軽微な損傷の補修）	○
（9）	その他特記で定めた事項	○

7）点検及び保守等の実施

（1）点検を行う場合には、予め施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。

（2）点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行うものとする。

（3）測定を行う点検は、定められた測定機器又は専用（校正ラベル付）機器を使用するものとする。

（4）異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の予防点検を行うものとする。

8）周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

（1）1Dは、一日ごとに一回行うものとする。

（2）1Wは、一週に一回行うものとする。

（3）2Wは、二週に一回行うものとする。

（4）1Mは、一月に一回行うものとする。

（5）2Mは、二月に一回行うものとする。

（6）3Mは、三月に一回行うものとする。

（7）4Mは、四月に一回行うものとする。

（8）6Mは、六月に一回行うものとする。

（9）2/Yは、一年に二回行うものとする。

（10）1Yは、一年に一回行うものとする。

（11）2Yは、二年に一回行うものとする。

（12）3Yは、三年に一回行うものとする。

（13）INは、シーズンイン点検を行うものとする。　（機械設備関連）

（14）ONは、シーズンオン点検を行うものとす　（機械設備関連）

（15）OFFは、シーズンオフ点検を行うものとする。　（機械設備関連）

9）フロン類の取扱い　（機械設備関連）

フロン類は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき適切に取扱うものとする。

10）支給材料

保守に用いる次に掲げる消耗品、付属品等は、個別に記載がある場合を除き、支給材料とする。

	項目	支給材（○）
（1）	ランプ類	○
（2）	ヒューズ類	○
（3）	発電機・原動機用の潤滑油及び燃料	○
（4）	その他　個別に支給品と記載がある場合	○

11）応急措置等

（1）点検の結果、対象部分に脱落、落下若しくは転倒の恐れがある場合、又は継続使用することにより著しい損傷若しくは関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告するものとする。

（2）落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入り禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告するものとする。

（3）応急措置、危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議の上、定めるものとする。

12）点検の省略

（1）次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りではない。

①容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
②配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
③電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
④地中又はコンクリートその他の中に埋設されているもの
⑤足場のない給気又は排気のための塔
⑥障害物等があり点検不可能なもの

（2）同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

13）点検及び保守に伴う注意事項

（1）点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

（2）点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、予め施設管理担当者の承諾を受けなければならない。

標準点検項目・内容・周期　リスト

【124】.機　械　設　備　（定期点検等及び保守）

9）【井　戸】

（1）井戸

井戸の点検項目、点検内容は、「給排水衛生機器」の表【深井戸ポンプ】によるほか、次の表に定めるところによる。

井　　戸

点　検　項　目	点　　検　　内　　容	周期	備　　考
(ア) 水　位	① 静水位及び動水位を測定し、異常の有無を点検する。 ② ポンプが停止したときから、当該起動前の水位に回復するまでの時間を測定し、その良否を点検する。	1M 1Y	
(イ) 急速濾過装置	作動の良否を点検する。	1Y	
(ウ) 沈砂槽	沈砂量を点検し、規定の許容範囲内にあることを確認す	1M	
(エ) 水質検査	【124】7)【水質管理】の当該事項による。		

~~【139】運転・監視及び日常点検・保守、~~
【129】定期点検等及び保守業務委託　個別仕様書

1　　**件　　名:**　非常用飲料水供給装置保守点検業務委託

2　　**委託場所:**　市川市八幡1丁目1番1号（市川市役所敷地内）外4箇所

〈注：＊施行場所が2箇所以上になる場合は下記欄に明示のこと/または「別紙−対象施設一覧表」による〉

（市役所・行徳支所・須和田公園・大洲防災公園・広尾防災公園）

3　　**委託期間:**　平成27年　6月　4日～平成28年　3月25日

4　　**業務仕様:**

⑴本仕様書に記載されていない事項は、『【100】市川市　建築保全業務委託共通仕様書』（以下『共通仕様書』　という。）、『【120】市川市　保守点検業務〈建築関連設備用（建築を除く）〉委託標準仕様書』及び『【130】市川市　運転・監視及び日常点検・保守業務委託標準仕様書』（以下『標準仕様書』という。）よる。

⑵電気工作物の保安業務に係る「保安規程」による。

⑶本仕様は■印の付いたものを適用する。

5　　**業務条件他個別事項**　　該当箇所を□→■にマーキングのこと

1）	対象業務区分/設備名	□：運転・監視及び日常点検・保守	■：定期点検等及び保守
	建築		□：
	外部及び内部用自動ドア		□：
	電気設備	□：	□：
	1　電灯・動力設備	□：	□：
	2　受変電設備	□：	□：
	3　自家発電設備	□：	□：
	4　直流電源設備	□：	□：
	5　交流無停電電源設備	□：	□：
	6　太陽光発電設備	□：	□：
	7　風力発電設備	□：	□：
	8　通信・情報設備		□：
	9　外灯	□：	□：
	10　避雷設備	□：	□：
	11　構内配電線路・通信線路	□：	□：

	機械設備	□：	□：
	1　温熱源機器	□：	□：
	2　冷熱源機器	□：	□：
	3　空気調和等関連機器	□：	□：
	4　給排水衛生機器	□：	□：
	5　ダクト及び配管		□：
	6　水質管理		□：
	7　昇降機	□：	□：
	8　機械式駐車設備		□：
	9　浄化槽		□：
	10　井戸		■：
	11　雨水利用システム		□：

該当箇所を□→■にマーキングのこと

	監視制御装置	□:	□:
	1　中央監視制御装置	□:	□:
	2　自動制御装置		□:
	防災設備	□:	□:
	1　消防用設備等		□:
	2　建築基準法関係防災設備		□:

	執務環境測定		□:
	1　空気環境測定		□:
	2　照度測定		□:
	3　吹付けアスベスト等の点検		□:

2）	施設（設備）関係図面、資	□：有り　詳細は、14）添付書類による ■：無し

3）	点検の範囲	
	（1）対象部分 （2）数量 （3）点検回数	■：添付 「設備（機器） リスト」による
	（4）点検項目・内容	複数選択可（標準以外の場合は、「設備（機器）リスト」の当該機器欄に特記のこ ■：標準仕様　各関連標準仕様書の点検周期が二種類ある場合の適用は下記を選択のこと。また点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。 □：周期－Ⅰ　標準的な点検周期 □：周期－Ⅱ　対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合の頻度を軽減した点検周期 □：製造者標準仕様　別紙 機器取扱い説明書による □：別途指定有り　添付 「設備（機器）リスト」の特記による

4）	支給材料等	□：有り　添付 「支給材料 リスト」による ■：無し

5）	貸与資料 （または閲覧）	□：有り　下記による （＊印については個別仕様書に添付必須図面類　添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと）				
	・諸官庁提出書類控	□：	・官公署関係届出書	□：	・許認可書類	□： ・自家用電気工作物保安規程
	・工事業者関連簿	□：	・緊急連絡先一覧表	□：	・工事関係者一覧表	□：
	・設備関連	□： ＊	・設備機器台帳（「設備（機器）リスト」）	□：	・備品、予備品一覧表	□： ・什器備品一覧表
	・点検・検査関連簿	□：	・エネルギー消費記録	□：	・検針（課金）記録	□： ・事故・修繕・更新記録
		□：	・空気環境測定記録	□：	・受変電設備自主検査記録	□： ・定期自主検査記録
		□：	・特殊建築物調査記録	□：	・建築設備定期検査記録	□： ・消防設備点検結果報告書
		□：	・エレベーター定期検査記録	□：	・煤塵濃度測定記録	□： ・当該設備点検結果報告書
	・図面類	□： ＊	・「対象施設位置図」	□： ＊	・「設備フロー〈系統〉図」	□： ＊ ・「機器配置図」
		□：	・竣工図	□：	・竣工図の第二原図	□： ・各種施工図
		□： ＊	・機器図（完成図）	□：	・試験成績書	□： ・取扱説明書
	・管理資料	□：	・カタログ	□：	・建物維持管理のしおり	□： ・保証書
		□：	・設計意図伝達書	□：	・保守契約リスト	□：
	・その他	□：	・台帳類	□：	・計画・報告書類	□： ・作業日誌類
		□：	・点検記録類	□：	・施設管理担当者との打合せ記録類	□：
		■：無し				

該当箇所を□→■にマーキングのこと

6）	業務条件：業務実施日時の指定	□ 有り　・（有り の場合は、下欄に指定条件を記載すること） □：定期点検等及び保守 □：実施日は→ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □：添付「工程表」による □：添付「設備（機器）リスト」による □：実施日は別途協議 昼間：　：　～　：　　夜間：　：　～　： □：運転・監視及び日常点検・保守 平日　（開庁日：月～金（祝祭日は除く） 昼間：9：00～17：00　　夜間：　：　～　： 休日　（閉庁日：土・日及び祝祭日、年末年始（12月／　日～1月／　日） 業務を要する日 ■：土曜日　昼間：9：00　～　17：00　夜間：　：　～　： □：日曜日　昼間：　：　～　：　夜間：　：　～　： □：祝祭日　昼間：　：　～　：　夜間：　：　～　： □：年末年始（12月／　日～1月／　日）　昼間：　：　～　：　夜間：　：　～　： ■：無し

7）	法定資格者他	■：有り □：第　種電気主任技術者　□：第　種冷凍保安責任者　□：　級ボイラ技師 □：第　種　類　危険物取扱者　□：建築物環境衛生管理技術者　□：省エネルギー管理士（　） □：省エネルギー管理員　■：第二種電気工事士　□：第　種圧力容器取扱作業主任者 □：電気通信主任技術者　□：消防設備士　■：当該業務の実務経験　5年以上 ■：貯水槽清掃作業監督員　■：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 □：無し

8）	火気使用	□：条件付可　（但し、事前に火気使用届けで承諾要） ■：不可

9）	本業務に密接に関連する別契約業務有無	□：有り　（有り の場合は、この欄に指定条件を記載すること） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ■：無し

10）	廃棄物の処理等（発生材の保管場所、集	□：有り　添付 「廃棄物保管、集積場所位置図」による ■：無し

11）	居室等の利用	□：可　・次の居室等は、利用可（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ■：否

12）	駐車場の利用	■：可　利用については、各施設管理者と協議すること。 □：否

13）	付属書類	■:【100】市川市　建築保全業務委託共通仕様書 ■:【120】市川市　定期点検等及び保守業務委託標準仕様書 □:【130】市川市　運転・監視及び日常点検・保守業務委託標準仕様書 ■:【124】.機械設備（定期点検等及び保守）

14）	添付書類	
		施設（設備）関係図面、資料 （個別仕様書に添付必須図面類　＊印について添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと） 名　　称　　Ref.No. □:　「対象施設一覧表」（複数の場合） ■:　「対象施設位置図」＊　No,6～No,10 □:　「設備フロー〈系統〉図」＊ □:　「機器配置図」＊ ■:　「設備（機器）リスト」　No,1～No,5 □:　「機器図」＊ □:　「工程表」 □:　「保安規程」 □:　執務環境測定業務リスト □:　「支給材料　リスト」 □:　「廃棄物保管、集積場所位置図」 その他 ■:　「保守点検委託点検一覧表」　No,11 ■:　「検査項目」　No,12

15）	その他特記	1　施行目的: 本仕様書は、災害時における非常用飲料水として設置されている耐震 性貯水槽付井戸（市役所敷地内、行徳支所敷地内及び須和田公園内）並 びに耐震性飲料用貯水大洲防災公園・広尾防災公園）が、常時良質の飲料水を供給するために、貯水糟の清掃及び設備の点検等による装置の維持管理の内容を定めるものである。 2　施行期間: 自　平成27年　6月　4日 至　平成28年　3月25日 保守点検月　4回（6月、9月、12月、3月）市役所・行徳支所・須和田 ※12月は総合点検清掃整備とする。 2回（9月、3月）大洲防災公園・広尾防災公園 3　保守内容: （1）常　時　　別添の施行内容に基づき保守点検を行う。 （2）非常時　災害、故障等緊急を要するものは、その都度呼び出しに応じて修理及び調整作業を行い給水作業に勤める。 ※この作業に要する費用は委託者の負担とする. 4　貯 水 槽: （1）市役所敷地内　　100t （2）行徳支所敷地内　　40t （3）須和田公園内　　40t （4）大洲防災公園　　100t （5）広尾防災公園　　120t

		施　行 1.総合点検清掃整備（12月） ① 貯水槽清掃 （1）マンホール蓋の設置状況及び気密状態の点検、錠の有無の確認及び施錠。 （2）マンホール蓋の周囲及び外回りを清掃、パッキンの交換。 （3）清掃前に貯水槽内の水質検査（色度・濁度・昧・臭気）の実施。 （4）揚水ポンプにて槽内を空にし、底部の残を処理する。 （5）作業の安全を図るため槽内に入る前には、必ず槽内の酸素状態を確認し、必要により換気を行う。 （6）電動機器使用の際は、配電盤に作業中の表示をし、漏電ブレーカーを使用する。ポンプ等は接地を確実に取る。 （7）槽内壁面の亀裂、配管類、フートバルブ、電極棒等を定期清掃。フートバルブは、呼び水状態を確認。 （8）槽内を高圧洗浄機及びブラシなどを用いて清掃を行う。汚れがひどい場合は、中性洗剤を希釈して使用し、汚れを落とす。その際、槽内ライニング、塗装などを傷つけないように注意する。 （9）清掃終了後、貯水槽内部に機器及び工具等の忘れものが無いことを確認する。 (10)槽内の消簿（次亜塩素酸ナトリウム溶液を希釈したもの）を行い、30分以上放置後、槽内を水洗する。これを2回以上繰り返す。なお、酸欠状態になる可能性がある　　ため、充分に注意をすること。 (11)貯水槽の水張りの実施。 (12)フートバルブ、電極棒及び揚水ポンプ等の機能確認をする。 ② 滅菌器関係 （1）薬剤注入ポンプの点検 （2）薬剤注入量の調整 （3）薬剤の入れ換え ③ 水質検査 （1）原水サンプリング及び水質検査（別紙15項目） （2）処理水サンプリング及び水質検査（別紙15項目） ④ 処理水槽関係 （1）処理水槽内部清掃 （2）内外面の点検（行徳支所） （3）処理水送水ポンプ点検 ⑤ ろ過器関係 （1）ろ過器塔内外面の点検及び補塗装、破損部の補修 行徳支所 （2）ろ過器塔内の水抜き （3）流量計の分解点検清掃 （4）ボルト、ナットの増し締め （5）五方弁の分解調整 2 通常保守点検（6月、9月、12月、3月） ① ろ過器関係 本庁舎・須和田公園 （1）活性炭の確認（状況により補充及び交換） （2）中空糸膜の逆洗 行徳支所 （1）ろ過器塔内外面の点検 ② 処理水槽関係 （1）処理水槽内部点検 （2）処理水送水ポンプ点検

		③ ポンプ関係（井戸ポンプ・原水ポンプ・自吸ポンプ） （1）各ポンプ点検（グランドパッキン調整） ④ 配電盤関係 （1）配電盤計装点検 （2）ランプ球の交換、補充 大洲防災公園・広尾防災公園 ⑤ 総合運転実施 （1）発電機負担運転 （2）給水装置（手動ポンプ、エンジンポンプ、総水ホース、給水スタンド等）の点検（9月、3月） ⑥ 滅菌器関係 （1）薬剤注入ポンプの点検 （2）薬剤注入量の調整 （3）薬剤の補充 ⑦ 発動発電機の点検 （1）発電機のオイル量及び汚染状況の確認（状況により補充及び交換） （2）発電機の冷却水点検 （3）軽油の品質劣化については抜き取り交換及び補充 （4）バッテリー関係 ・バッテリー比重測定及び外観点検 3．報告書（成果品）の提出 受託者はすべての定期保守点検作業終了後、業務委託期間終了日までに報告書（成果品） を作成し、委託者に提出するものとする。 4．その他 この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都 度協議の上、決定するものとする。

以上

個別特記仕様書／各設備共通　　非常用飲料水供給設備
(機器)リスト

設備(機器)リスト

件名:非常用飲料水供給装置保守点検業務委託
設備区分:(建築物等、電気、機械設備用)飲料水供給設備

Ref.No. 1

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数	実施時期	数量	製造メーカー		仕様	電源容量	定格出力	設置年月	備考
					(回／年間)	(月)	(台)	製造メーカー名	メーカー型式		電源(V)	(kw)		
1	本庁舎	5399885	防音型エンジン発電機	機械室	4	6,9,12,3	1	デンヨー㈱	DCA-20SPKⅡ	三相(4線式) 定格電流49.1A	200	17.0KVA		デンヨーパワーSP
2	本庁舎		エンジン	自家発電設備内	4	6,9,12,3	1	デンヨー㈱	V2203	総排気量2.197ﾘｯﾄﾙ				燃料軽油(JIS2号)
3	本庁舎	33979	シリコン整流器	機械室	4	6,9,12,3	1		QF1-12-5	直流電流5A 単相	100	0.175		
4	本庁舎		プレフィルター	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱新菱フィルテック	3FL1-S	設計圧力0.49MpaG				
5	本庁舎	03929087401	逆洗ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	グリンドフォス	CR4-50 A-J-A-AUUV	全揚程45-16m 吐出し量33-133ﾘｯﾄﾙ/min	200	1.1		
6	本庁舎	03929087402	原水ポンプNo.1	機械室	4	6,9,12,3	1	グリンドフォス	CR4-50 A-J-A-AUUV	全揚程45-16m 吐出し量33-133ﾘｯﾄﾙ/min	200	1.1		
7	本庁舎	03929087403	原水ポンプNo.2	機械室	4	6,9,12,3	1	グリンドフォス	CR4-50 A-J-A-AUUV	全揚程45-16m 吐出し量33-133ﾘｯﾄﾙ/min	200	1.1		
8	本庁舎	TW74448-1Y	自吸ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	エバラ	50MDPA252.2	吐き出し量400-104ﾘｯﾄﾙ/min 全揚程19.2-39m	200	2.2		
9	本庁舎	A50X11-55.5-S	井戸ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	日立	HP5.5A-C	0.224m3/min 59m	200	5.5		ポリエチレン
10	本庁舎	006075	処理水槽	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱川本製作所	TAB-20	容量0.2m3				
11	本庁舎		量水器	機械室	4	6,9,12,3	1	リコー	L97773号13	40mm				
12	本庁舎		薬液タンク	機械室	4	6,9,12,3	1			50ﾘｯﾄﾙ				
13	本庁舎	5571	薬注ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱トーケミ	CM-1X	7ml/min 最大0.7MpaG				
14	本庁舎		活性炭フィルター	機械室	4	6,9,12,3	2	FSI	416669B	最大圧100PSI 最大温度43℃				
15	本庁舎		中空糸膜ユニット	機械室	4	6,9,12,3	1	東レ㈱						TORAYCUBE ELEMENT
16	本庁舎		受水槽	地下						100t				

個別特記仕様書／各設備共通　　非常用飲料水供給設備
(機器)リスト

設備(機器)リスト

件名:非常用飲料水供給装置保守点検業務委託
設備区分:(建築物等、電気、機械設備用)飲料水供給設備

Ref.No. 2

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数	実施時期	数量	製造メーカー		仕様	電源容量	定格出力	設置年月	備考
					(回／年間)	(月)	(台)	製造メーカー名	メーカー型式		電源(V)	(kw)		
1	行徳支所	NS18-023	自家発電設備外箱	機械室	4	6,9,12,3	1	久保田鉄工㈱	NS-U18RB	電流53.4A 3相	200	18.5KVA		
2	行徳支所	62145-1	交流同期発電機	自家発電設備内	4	6,9,12,3	1	㈱大阪精密電機	AS-18		200	18.5KVA		
3	行徳支所	-	自家発電設備外箱	自家発電設備内	4	6,9,12,3	1	㈱大阪精密電機	CBO-4351					
4	行徳支所	62145-4	始動用蓄電池充電装置	自家発電設備内	4	6,9,12,3	1	㈱大阪精密電機	SP-12B-10A	16A 50Hz 単相	200	-		
5	行徳支所	62145-2	自動制御盤	自家発電設備内	4	6,9,12,3	1	㈱大阪精密電機	SES-2	電流53.4A 制御電圧12V	200	18.5KVA		
6	行徳支所	2569	FBシール形すえ置鉛蓄電池	自家発電設備内	4	6,9,12,3	1	古河電池㈱	HS120-6E形 12V	120Ah				
7	行徳支所	A8112415	処理水ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱川本製作所	N3-755H	揚水量55ﾘｯﾄﾙ/min	200	1.18		カワエース
8	行徳支所	202146	受水槽	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱川本製作所	TAB50					0.5m3
9	行徳支所		ケミカルタンク	機械室	4	6,9,12,3	1	オーヤラックス	Y-50	50ﾘｯﾄﾙ				
10	行徳支所		フィーダーポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	オーヤラックス	P-8	30mL/min 1.0Mpa 48SPM	200			
11	行徳支所	A10A037841	揚水ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	テラル㈱	M50-Ⅱ-2	0.18～0.28m3/min 21～15m	200	1.5		
12	行徳支所	A10A037842	揚水ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	テラル㈱	M50-Ⅱ-2	0.18～0.28m3/min 21～15m	200	1.5		
13	行徳支所	245402019	砂ろ過機	機械室	4	6,9,12,3	1	クリタ整備	KSR-5	キャパ5m3/hr 定格圧力3kg/cm2				
14	行徳支所	245402019	活性炭ろ過機	機械室	4	6,9,12,3	1	クリタ整備	KCS-5	キャパ5m3/hr 定格圧力3kg/cm2				クリタカーボンフィルター
15	行徳支所	M9028	動力盤	機械室	4	6,9,12,3	1	ミヤコ電機㈱						
16	行徳支所	0505	換気扇	機械室	4	6,9,12,3	1	三菱	EX30EH4			0.033		
17	行徳支所	10013218	薬注ユニット	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱タクミナ	PTU-25	25ﾘｯﾄﾙ				
18	行徳支所		量水器	機械室	4	6,9,12,3	1	リコー	L998号14	20mm			2012/5	
19	行徳支所		照明器具	機械室	4	6,9,12,3	2	キングストン			200	0.05		FL40×1
20	行徳支所		受水槽	地下						4Ot				

個別特記仕様書／各設備共通　　非常用飲料水供給設備
(機器)リスト

設備(機器)リスト

件名:非常用飲料水供給装置保守点検業務委託
設備区分:(建築物等、電気、機械設備用)飲料水供給設備

Ref.No. 3

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数	実施時期	数量	製造メーカー		仕様	電源容量	定格出力	設置年月	備考
					(回／年間)	(月)	(台)	製造メーカー名	メーカー型式		電源(V)	(kw)		
1	須和田公園	TD81228 PAG1A	自家発電装置	機械室	4	6,9,12,3	1	西芝電機㈱	NPF2-20WR	既時普通形　50Hz	200	18KVA		
2	須和田公園	02A020PA 8111-5	交流発電機	自家発電装置内	4	6,9,12,3	1	西芝電機㈱	NTAKL SEK	50Hz 52A	200	18KVA		
3	須和田公園	05095	FBシール形すえ置鉛蓄電池	自家発電装置内	4	6,9,12,3	1	古河電池㈱	HS12-6E 12V	容量120Ah				
4	須和田公園		活性炭フィルター	機械室	4	6,9,12,3	1	FSI	416669B	20ﾘｯﾄﾙ				
5	須和田公園		薬注ユニット	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱オーヤラックス						ミニクロペット
6	須和田公園	905143	受水槽	機械室	4	6,9,12,3	1	日立	UB-500J	容量500ﾘｯﾄﾙ				ポリエチレン
7	須和田公園	A8122415	処理水ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱川本製作所	N3-755HN	55ﾘｯﾄﾙ/min	200	1.13		
8	須和田公園	09033388	薬注ユニット	機械室	4	6,9,12,3	1	㈱タクミナ	PTU-25	25ﾘｯﾄﾙ　PE				
9	須和田公園	TB32220-29	揚水ポンプ	機械室	4	6,9,12,3	2	エバラ		21m-0.18m3/min 15m-0.28m3/min	200	1.5		
10	須和田公園	BR60150	制御盤	機械室	4	6,9,12,3	1	松下電工		3-3 200V 100A 1-3 100･200V 30A	200			
11	須和田公園		換気扇	機械室	4	6,9,12,3	1	三菱電機	E30SH5	30cm				
12	須和田公園		照明器具	機械室	4	6,9,12,3	2	松下電工	FA41006	400W×1　ラピッド式				
13	須和田公園	1402227 1402172 1404016	中空糸膜ユニット	機械室	4	6,9,12,3	1	東レ㈱		8本×3				TORAYCUBE ELEMENT
14	須和田公園		量水器	機械室	4	6,9,12,3	1	リコー	L998号14				2012/5	
15	須和田公園		受水槽							4Ot				

個別特記仕様書／各設備共通　　非常用飲料水供給設備
(機器)リスト

設備(機器)リスト

件名:非常用飲料水供給装置保守点検業務委託
設備区分:(建築物等、電気、機械設備用)飲料水供給設備

Ref.No. 4

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数	実施時期	数量	製造メーカー		仕様	電源容量	定格出力	設置年月	備考
					(回／年間)	(月)	(台)	製造メーカー名	メーカー型式		電源(V)	(kw)		
1	大洲防災公園	WABT-1010979	エンジンポンプ	備蓄倉庫	2	9,3	1	本田技研工業㈱	WB20XT	吸込、吐出側口径50mm 最大吐出量600ﾘｯﾄﾙ 吸込揚程8m			平成16年3月	
2	大洲防災公園		手動ウイングポンプ	備蓄倉庫	2	9,3	1			φ40			平成16年3月	
3	大洲防災公園		総水ホース	備蓄倉庫	2	9,3	2						平成16年3月	
4	大洲防災公園		給水スタンド等	備蓄倉庫	2	9,3	1						平成16年3月	
5	大洲防災公園		耐震性貯水槽							100t				

個別特記仕様書／各設備共通　　非常用飲料水供給設備
（機器）リスト

設備（機器）リスト

件名：非常用飲料水供給装置保守点検業務委託
設備区分：（建築物等、電気、機械設備用）飲料水供給設備

Ref.No. 5

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数（回／年間）	実施時期（月）	数量（台）	製造メーカー		仕様	電源容量 電源（V）	定格出力（kw）	設置年月	備考
								製造メーカー名	メーカー型式					
1	広尾防災公園	WABT-1010979	エンジンポンプ	備蓄倉庫	2	9,3	1	本田技研工業㈱	WB20XT	吸込、吐出側口径50mm 最大吐出量600ﾘｯﾄﾙ 吸込揚程8m				
2	広尾防災公園		手動ウイングポンプ	備蓄倉庫	2	9,3	1			φ40			平成22年3月	
3	広尾防災公園		総水ホース	備蓄倉庫	2	9,3	2						平成22年3月	
4	広尾防災公園		給水スタンド等	備蓄倉庫	2	9,3	1						平成22年3月	
5	広尾防災公園		耐震性貯水槽							120t				

市川市役所　市川市八幡１丁目１番１号

RefNo,6

【案内図】

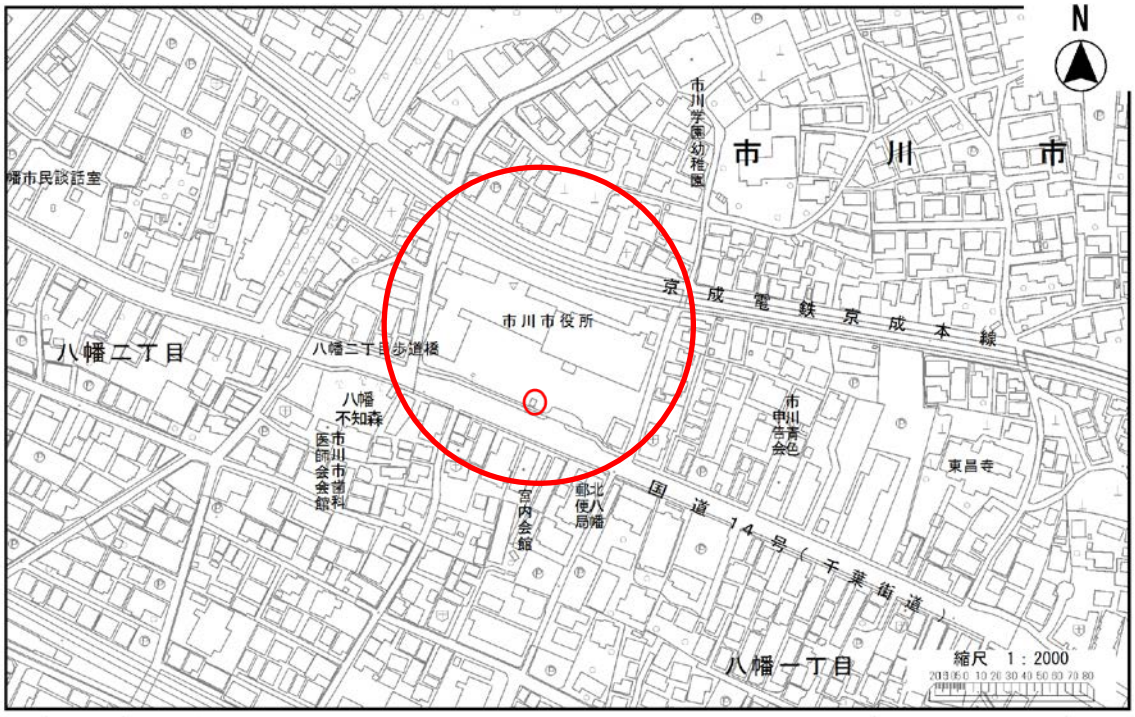

【配置図】

行徳支所　市川市末広１丁目１番３１号

RefNo,7

【案内図】

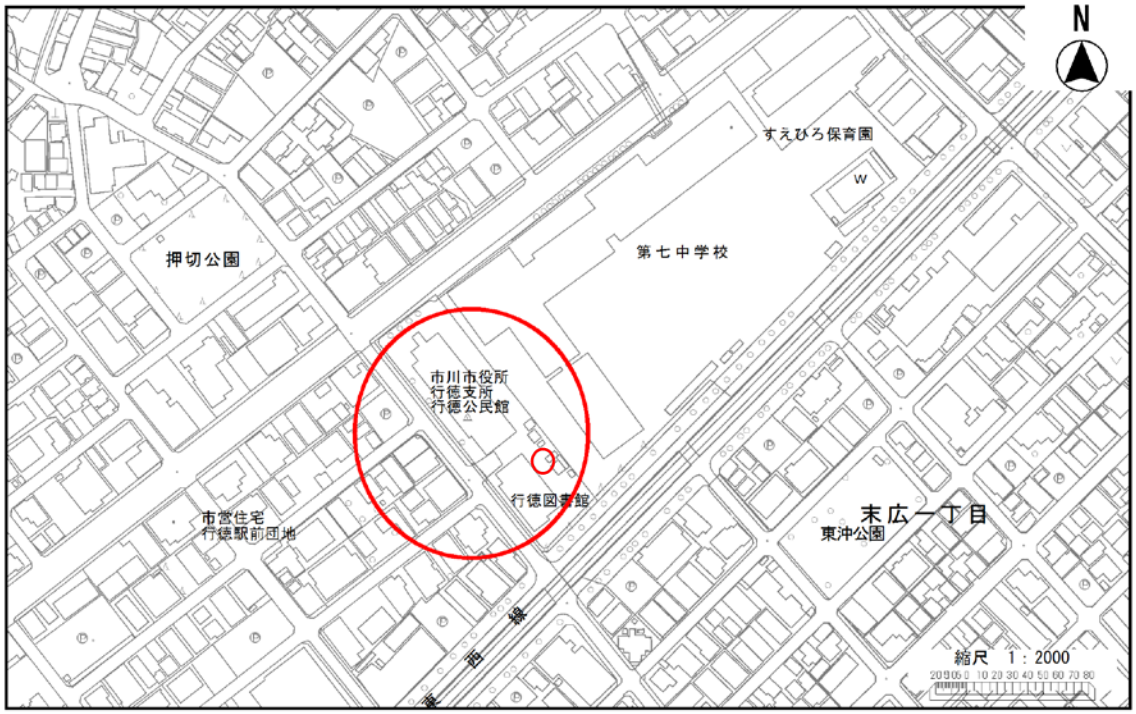

【配置図】

須和田公園　市川市真間５丁目１番１３号

RefNo,8

【案内図】

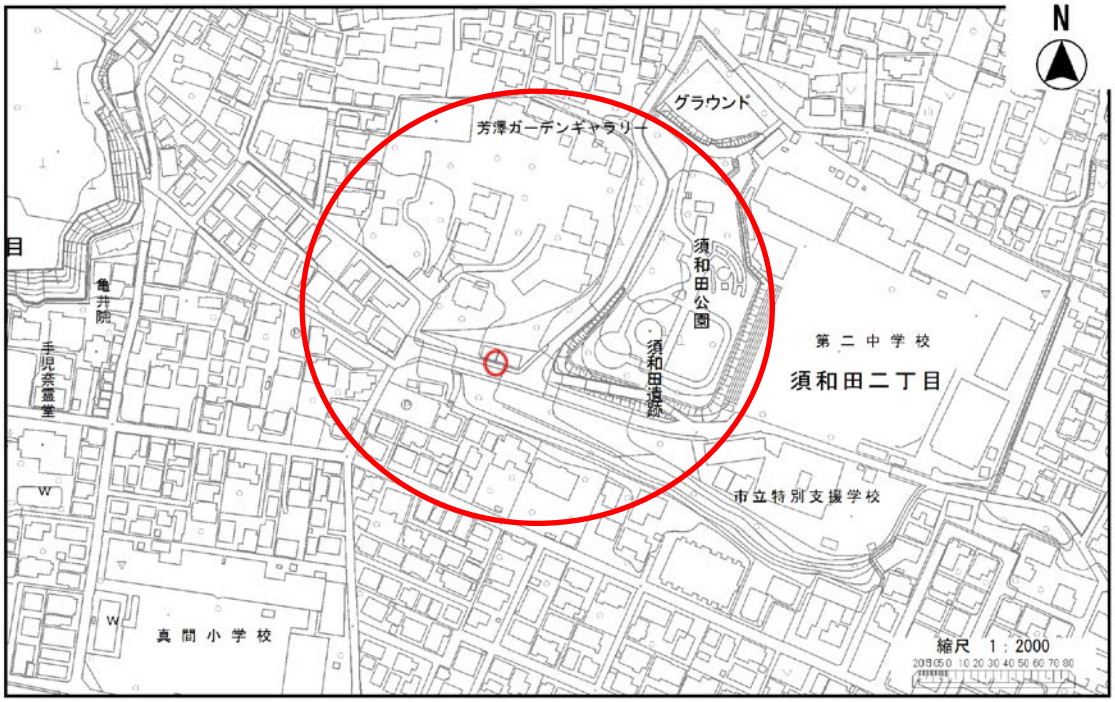

【配置図】

大洲防災公園　市川市大洲１丁目１８番

RefNo,9

【案内図】

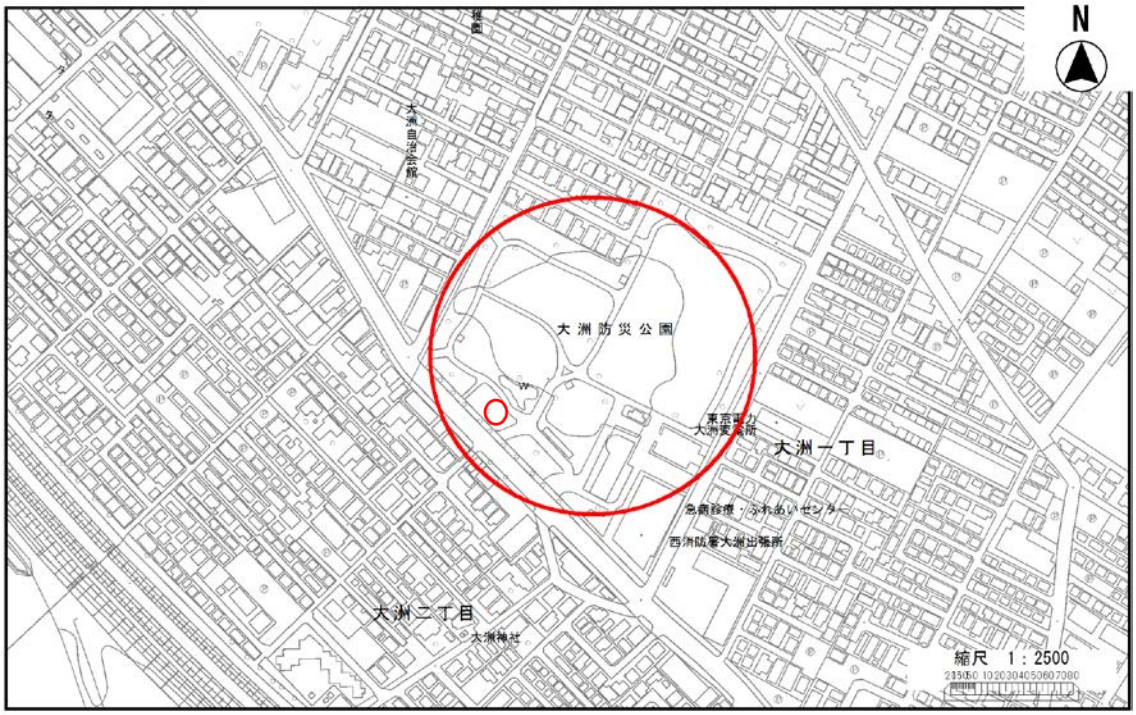

【配置図】

広尾防災公園　市川市広尾２丁目３番２号

RefNo,10

【案内図】

【配置図】

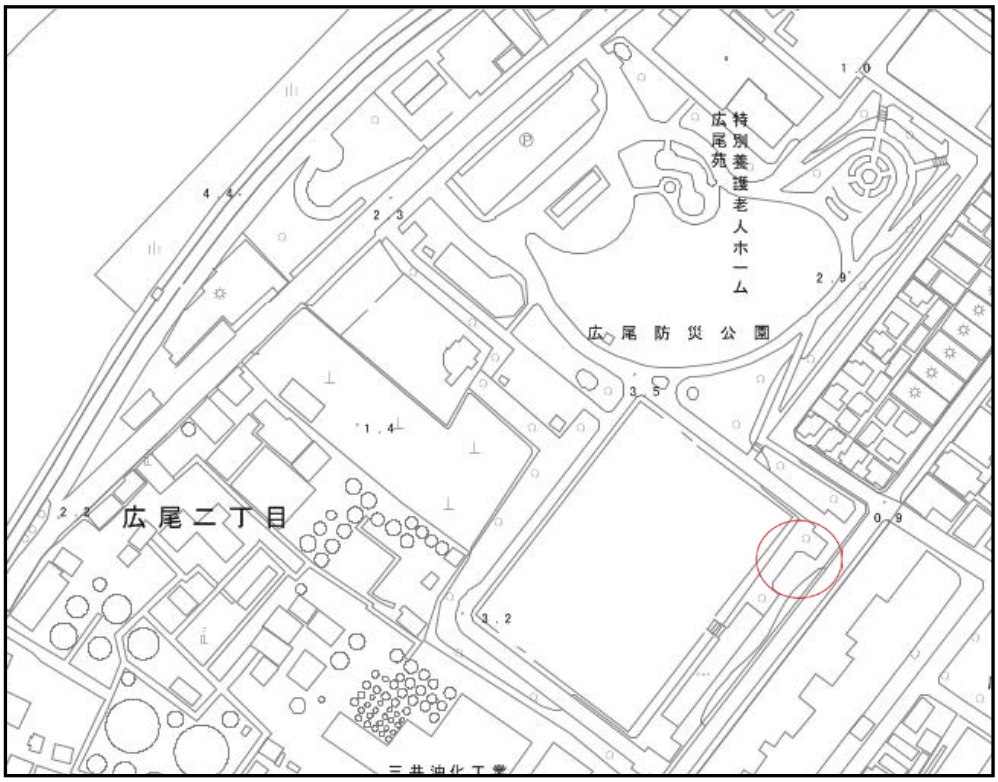

非常用飲料水供給装置保守点検一覧表

	6月	9月	12月	3月
	通常点検	通常点検	総合点検	通常点検
市役所本庁舎	○	○	○	○
行徳支所	○	○	○	○
須和田公園	○	○	○	○
大洲防災公園		○		○
広尾防災公園		○		○

水質検査項目一覧

	検査項目
	（1）11項目検査
1	一般細菌（集落数/mL）
2	大腸菌（100mL中）
3	亜硝酸態窒素（mg/L）
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（mg/L）
5	塩化物イオン（mg/L）
6	有機物（mg/L）
7	PH値
8	味
9	臭気
10	色度
11	濁度
	（2）4項目検査
1	鉛及びその化合物（mg/L）
2	ヒ素及びその化合物（mg/L）
3	アルミニウム及びその化合物（mg/L）
4	マンガン及びその化合物（mg/L）